

### 3-3 浄化槽の大きさは、どのように決まるのですか。

#### 1 人槽・処理対象人員とは

浄化槽の大きさは、通常「人槽」又は「処理対象人員」といった単位で表されます。

人槽や処理対象人員は、建築物の実際の居住人員や施設の利用人員を指すものではなく、各種の建築物から排出される汚水の水量・水質から算定される汚濁負荷量を、1人1日分のし尿や汚水量に換算して何人分に相当するかという数値を基本にして算定されるものです。

例えば、住宅の場合は、床面積からその住宅に居住可能な人数分の汚水を処理することができる浄化槽の設置を求めています。したがって、ある住宅の床面積が 140 m<sup>2</sup> の場合、実際には4人家族であっても、後述の基準に基づき7人槽の浄化槽を設置することになります。

#### 2 浄化槽の人槽算定方法

浄化槽の人槽は、本来、汚水の流入特性や地域条件に対応した処理方式を選択し、その上で処理規模や各装置の容量を決定することが適当です。

しかし、類似する建築物の用途や面積等に応じて予め基準を設定しておくほうが届出・審査事務の合理化が図られること、新築の建築物の場合、実際の排出特性を予め調査することが不可能であることなどの理由から、建築物から排出される生活系排水の水量・水質等の情報を既存文献に基づき整理し、その結果から建築用途別に必要とされる人槽の基準が定められています。

この基準が日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302:2000)」です。

建築基準法施行令第 32 条第 1 項表中の規定では、「(浄化槽の) 処理対象人員の算定は、国土交通大臣の定める方法により行うものとする。」とされ、この規定を受けて昭和 44 年建設省告示第 3184 号において「処理対象人員の算定方式は、日本工業規格『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302:2000)』に定めるところによるものとする。」と明記されています。

なお、処理対象人員の算定、計画汚水量の設定等に係る行政上の取扱いについては、「浄化槽の設計・施工上の運用指針」(日本建築行政会議)において詳細が示されています。



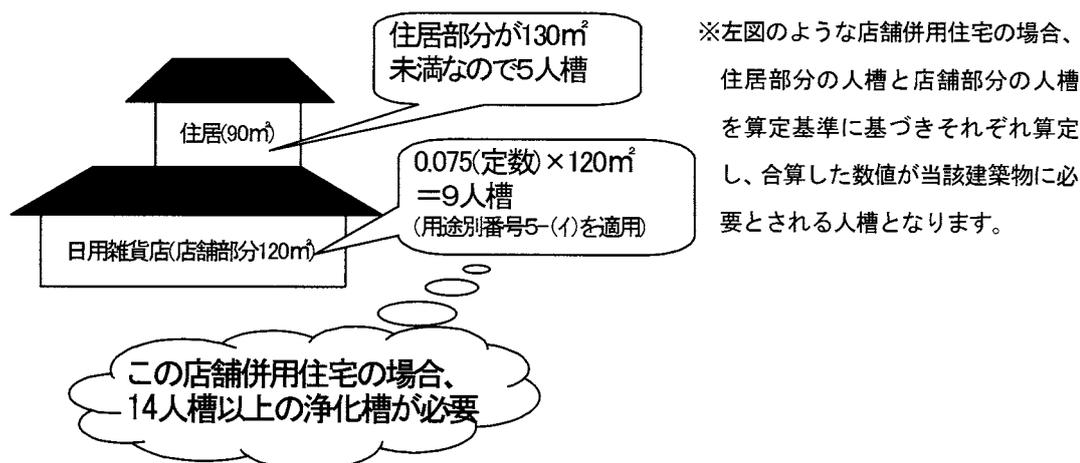
### 3 特殊な建築用途等の算定方法

#### (1) 同一建築物で複数の建築用途を有する場合

店舗併用住宅など同じ建築物が2以上の異なった用途に供される場合は、人槽算定基準に定めるそれぞれの建築用途の項を適用加算して人槽を算定します。

また、2以上の建築物が共同で浄化槽を設置する場合も、同様にそれぞれの建築用途の項を適用加算して算定します。

#### ●複数の建築用途を有する建築物の人槽算定方法



#### (2) 基準が定められていない建築物の場合

基準に定められていない建築物の場合は、類似する用途の算定人員基準を参考にして算定します。この場合、できるだけ計画汚水量や既設用途の汚水の実態などを調査し、合理的な計画となるよう留意する必要があります。

なお、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表における建築用途の類似例一覧表」を参照してください。

#### (3) 基準が実情に沿わない建築物の場合

建築物の使用状況から算定基準が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、類似施設の使用水量その他の資料を基にして、基準に基づき算出される人員を増減することができます。

なお、過疎地域等の1戸建て専用住宅に設置される浄化槽の場合、将来の使用人員や帰省客の使用状況を考慮した上で算定人員を減じることができますが\*、過小な算定とならないよう留意する必要があります。

\*「一戸建て専用住宅に設置するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準の運用について」(平成5年9月16日付け建966号)及び「し尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の改正について」(平成12年3月30日付け廃第1456号)参照。

なお、この場合、使用開始後において使用状況の変化等により排水基準を満足しないこととなった場合は、設置者の責任において改善する旨を記した確約書を提出させることになっています。